

令和 8（2026）年度入学者選抜における受験生に対する特別支援措置について

本学では、令和 8（2026）年度入学者選抜において、災害救助法が適用された地域で被災した世帯の入学志願者に対し、申請に基づいて入学検定料の免除を行います。

1. 対象者

令和 8（2026）年度入学者選抜で本学を受験しようとする者で、令和 6（2024）年 1 月 1 日以降において、災害救助法が適用された地域に居住し被災した方で、以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- （1）災害により家計支持者が死亡または長期の入院もしくは加療が必要な方。
- （2）災害により家計支持者の住宅が全壊、大規模半壊、半壊、流失などにより引き続き同家屋に居住することが困難な方。
- （3）その他、災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している方。
- （4）被災により主たる家計支持者が失業するなどして著しい家計急変がある場合。

※災害救助法適用地域

日本学生支援機構のホームページに掲載の適用地域とします。

2. 特別措置

- （1）入学検定料の免除 入学検定料を全額免除します。

3. 申請書類ならびに申請期限

- （1）被災者支援措置申請書（本学所定の用紙）
- （2）被災事項を証明する書類（罹災証明書、診断書等）

原則として、各入学試験の出願開始 2 週間前の日までに、必要書類を本学入試センターまでご提出ください。申請書類に基づき審査を行い、結果を申請書類記載の連絡先に文書で通知します